

## 株式の併合に関する事前開示事項

平成●年●月●日

株式会社●●

代表取締役●●

当社は、平成●年●月●日付開催の取締役会において、株式の併合を行うことを決議致しました。

かかる株式の併合は、平成●年●月●日に予定されている株主総会での決議を経た上でなされるものですが、会社法 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則 33 条の 9 所定の事前開示事項は次のとおりとなります。

### 第 1 株式の併合の概要（会社法 182 条の 2 第 1 項、180 条 2 項各号）

#### 1 併合の割合

●株を 1 株に併合する

#### 2 株式の併合がその効力を生ずる日

平成●年●月●日（以下、「効力発生日」という。）

#### 3 効力発生日における発行可能株式総数

●株

### 第 2 併合の割合の定め等の相当性に関する事項（会社法施行規則 33 条の 9 第 1 号）

#### 1 併合の割合の相当性

●株を 1 株に併合する株式の併合を実施することにより、●●以外の株主の方が有する当社株式の数は、1 株未満の端数となります。その上で、端数株式の買取手続を行うことで、実質的に、●●を一人株主とする株式会社となります。

かかる方針は、当社取締役会において複数回、具体的な協議・検討を重ね、経営の合理化及び機動的な意思決定等を実現することを目的としたものであります。

株式の併合の割合は、かかる理由により決定したものであり、もとより相当なものであると考えております。

#### 2 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

株式の併合後、端数株式の買取手続を行う予定であります。かかる買取手続においては、当社より独立した第三者算定機関から取得した株価算定結果に基づく株式の価値を基準として、買取価格を設定することとし、当社の株主に不当な不利益を被ることのないよう留意しております。

#### 3 端数株式の処理の方法に関する事項等

株式の併合の結果生じる端数株式については、会社法 235 条 2 項及び 234 条 4 項の

規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、その端数の合計数に相当する株式を当社が買い取ることを予定しています。

この買取価格については、株主の皆様が保有されている当社株式の数（端数）に、●円を乗じた金額となる予定です。

かかる金額は、当社より独立した第三者算定機関から取得した株価算定結果に基づく価値を基準としたものであり、当該株価算定実施以降、株価算定の基礎となる事情には重大な変更は生じておりませんので、相当な金額であると考えております。

### 第3 当社に関する事項（会社法施行規則 33 条の 9 第 2 号）

- 1 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、過大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無  
該当事由はありません。
- 2 最終事業年度の貸借対照表  
別紙のとおり

貸借対照表

DRAFT